

広島県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十五年二月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道倉橋大向 釣士田港線	呉市倉橋町字川ノ奥二七四六番四地先から 呉市倉橋町字綿郷三六九番一地先まで	平成二十五年一月三 一日